

第4章 医療費

1. 自立支援医療

自立支援医療は、日常生活能力等の回復または障害の軽減、除去を目的とする手術などの医療に対して、医療費の自己負担額を軽減する制度です。

なお、医療機関受診時の自己負担額は医療費の原則1割負担ですが、所得に応じて月ごとに自己負担の上限額が設定されます。

1. 対象者

医療内容	対象者
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者またはてんかんを有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方
更生医療	身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上）
育成医療	身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳未満）

【更生・育成医療の対象となる医療の例】

肢体不自由：動かなくなった関節を再び動かせるようにする手術（人工関節置換術）、脊椎変形に対する手術など

目（視覚）：角膜混濁による視力の低下を防ぐ手術、瞳孔閉鎖症に対する手術など

耳（聴覚）：感音性難聴による人工内耳植込み術、外耳の変形や狭窄、閉鎖に対する形成術など

音声・言語等：口唇口蓋裂による形成術、唇顎口蓋裂による歯科矯正治療など

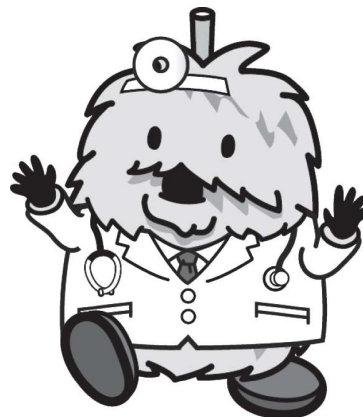
心臓：心房中隔欠損症や僧帽弁狭窄に対する形成術や心臓移植術など

腎臓：慢性腎不全による血液透析療法や腎移植術など

小腸：小腸切除等によって行われる中心静脈栄養法

肝臓：肝臓移植術や移植後の抗免疫療法など

免疫：抗HIV療法、免疫調節療法など



2. 利用者負担額

世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定します（これに満たない場合は1割）。ただし、入院時の食事療養費または生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担となります。

← 一定所得以下 →		← 中間所得層 →		一定所得以上	
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入≤80万	市町村民税非課税 本人収入>80万	市町村民税<3.3万 (所得割)	3.3万≤市町村民税<23.5万 (所得割)	23.5万≤市町村民税 (所得割)
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限月額 2,500円	低所得2 負担上限月額 5,000円	中間所得 負担上限月額：医療保険の自己負担限度		一定所得以上※3 公費負担の対象外 医療保険の負担 割合・負担限度額
			育成医療の経過措置 ※2		
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	
			高額治療継続者（「重度かつ継続」※1）		
			中間所得層1 負担上限月額 5,000円	中間所得層2 負担上限月額 10,000円	一定所得以上 (重継) ※2 負担上限月額 20,000円

※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおりです。

(1) 疾病、症状等から対象となる方

更生医療・育成医療

腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

精神通院医療

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の方、または集中・継続的な医療を要する方として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方

(2) 疾病等に関らず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

医療保険の多数該当の方

※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の方に対する経過措置があります（経過措置が延長とならなかった場合の有効期間は令和6年3月31日まで）。

※3 一定所得以上の世帯に属する方で「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。

3. 精神通院医療の交付申請手続き

(1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係

(2) 必要な書類等

- ・ 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
- ・ 3ヶ月以内に作成された医師の診断書（精神通院医療用診断書または手帳用診断書）
- ・ 印鑑（自筆による署名の場合は省略可）
- ・ 健康保険証（同一保険加入者全員）
- ・ 市町村民税等調査同意書または課税・非課税証明書
- ・ 年金を受給されている場合は、年金証書及び直近の年金振込通知書または年金支払通知書
- ・ 個人番号が分かるもの（マイナンバーカード など）
- ・ 本人確認ができるもの（運転免許証 など）

4. 精神通院医療の更新申請手続き

精神通院医療は、原則1年以内の有効期限があり、医療を継続して必要とする場合には、1年ごとに更新手続きが必要となります。

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係
- (2) 申請開始日 期間が満了する約3か月前より更新の手続きが可能となります。
- (3) 必要な書類等
 - ・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
 - ・3ヶ月以内に作成された医師の診断書（精神通院医療用診断書又は手帳用診断書）
【診断書の提出が必要な方】※2年に1度の提出
現在お持ちの有効期限内の受給者証の備考欄に、「医療用2年目」または「手帳用2年目」と記載されている方、及び有効期限が過ぎてから更新申請をされる方も原則必要となります。
 - ・印鑑（自筆による署名の場合は省略可）
 - ・健康保険証（同一保険加入者全員）
 - ・市町村民税等調査同意書または課税・非課税証明書
 - ・年金を受給されている場合は、年金証書及び直近の年金振込通知書または年金支払通知書
 - ・自立支援医療受給者証の写し
 - ・個人番号が分かるもの（マイナンバーカード など）
 - ・本人確認ができるもの（運転免許証 など）

5. 更生医療・育成医療の交付申請手続き

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係
- (2) 必要な書類等
 - ・自立支援医療費（更生医療、育成医療）支給認定申請書
 - ・自立支援医療（更生医療、育成医療）に関する医師の意見書
 - ・印鑑（自筆による署名の場合は省略可）
 - ・身体障害者手帳 ※育成医療については、お持ちの方
 - ・健康保険証（同一保険加入者全員）
※人工透析を受けている方は、特定疾病療養受療証（本人分）も持参ください。
 - ・市町村民税等調査同意書または課税・非課税証明書
 - ・年金を受給されている場合は、年金証書及び直近の年金振込通知書または年金支払通知書
 - ・個人番号が分かるもの（マイナンバーカード など）
 - ・本人確認ができるもの（運転免許証 など）

6. 更生医療・育成医療の更新申請手続き

更生医療・育成医療は、原則3か月以内（長期医療は最長1年以内）の有効期限があり、医療を継続して必要とする場合には、更新手続きが必要となります。

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係
- (2) 申請開始日 期間が満了する約1か月前（有効期限が1年の方は、約3か月前）より更新の手続きが可能となります。

- (3) 必要な書類等
- 自立支援医療費（更生医療、育成医療）支給認定申請書
 - 自立支援医療（更生医療、育成医療）に関する医師意見書
 - 印鑑（自筆による署名の場合は省略可）
 - 身体障害者手帳 ※育成医療については、お持ちの方
 - 健康保険証（同一保険加入者全員）
※人工透析を受けている方は、特定疾病療養受療証（本人分）も持参ください。
 - 市町村民税等調査同意書または課税・非課税証明書
 - 年金を受給されている場合は、年金証書及び直近の年金振込通知書または年金支払通知書
 - 自立支援医療受給者証の写し
 - 個人番号が分かるもの（マイナンバーカード など）
 - 本人確認ができるもの（運転免許証 など）

7. 自立支援医療受給者証交付後に届け出等を必要とする事項

- (1) 居住地・氏名が変わった場合
- (2) 所得の状況が変わった場合
- (3) 世帯の状況が変わった場合
- (4) 健康保険証の種類や記号番号が変わった場合
- (5) 指定自立支援医療機関等が変わった場合

2. 心身障害者医療費助成

通院や入院治療などにかかった医療費のうち、保険診療による自己負担相当分を助成します。ただし、入院時の食事療養費又は生活療養費の自己負担相当分は助成の対象になりません。

1. 対象者

各種健康保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方となります。

なお、支給対象者または、その配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定限度以上ある場合は助成されません。

また、生活保護を受けている方は別途医療費の助成制度があります。

- (1) 身体障害者手帳 1、2級及び3級（内部障害のみ）、療育手帳 A をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方
（身体障害者手帳 1、2級の方は総合的な等級が基準となり、3級の方は内部障害に係る部位の等級が基準となります。）
- (2) 特別児童扶養手当 1 級の受給者が扶養している障害児
- (3) 知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている方

2. 申請手続き

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係
- (2) 必要な書類等
 - ・心身障害者医療費受給資格登録（更新）申請書
 - ・身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳、若しくは特別児童扶養手当証書
 - ・印鑑（自筆による署名の場合は省略可）
 - ・健康保険証
 - ・預金通帳または貯金通帳
 - ・個人番号による情報照会のための同意書または所得額、所得控除額、扶養人数を証明する書類（転入された方や扶養義務者が市外の方）
 - ・個人番号が分かるもの（マイナンバーカード など）
 - ・本人確認ができるもの（運転免許証 など）

3. 利用方法

「心身障害者医療費受給者証」及び「医療費助成申請書」と「健康保険証」を病院窓口に提出し、自己負担額を支払います。月ごとに各医療機関、薬局にそれぞれ申請書を提出します。申請より、概ね3か月後に指定の口座に支払われます。

4. 受給者証交付後に届け出等を必要とする事項

- (1) 居住地・氏名が変わった場合
- (2) 所得の状況が変わった場合
- (3) 世帯の状況が変わった場合
- (4) 健康保険証の種類や記号番号が変わった場合
- (5) 指定口座を変更したい場合

3. 特定疾病療養費

長期高額疾病に該当する医療を受ける場合は、「特定疾病療養受療証」の交付を受け、医療機関の窓口にその受療証と被保険者証を提出することで、自己負担額が軽減されます。

1. 対象者

- (1) 人工透析を実施している慢性腎不全の方
- (2) 先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）の方
- (3) 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の方

2. 申請手続き

- (1) 申請窓口

医療保険の種類	受療証の申請先
栗原市国民健康保険	各総合支所市民サービス課 市民係または市民福祉係
社会保険	各保険の事業所または加入保険窓口
宮城県後期高齢者医療	各総合支所市民サービス課 市民係または市民福祉係

- (2) 必要な書類等
 - ・申請書（医師の証明が必要です）
 - ・健康保険証
 - ・個人番号が分かるもの（マイナンバーカード など）
 - ・本人確認ができるもの（運転免許証 など）

3. 利用者負担額

毎月の自己負担限度額が 10,000 円（人工透析患者のうち、後期高齢者医療を除く上位所得者は 20,000 円）までとなります。

※同じ月に複数の医療機関を受診した場合は、医療機関ごとに自己負担限度額を負担することになります。社会保険に加入されている場合は、この限りではない場合もありますので、詳しくは各保険者へお問い合わせ願います。

4. その他

- (1) 加入保険の変更があった場合は、変更先の医療保険の窓口で手続きが必要です。
- (2) 腎移植者は対象になりません。

【問合せ先】（国民健康保険・後期高齢者医療）

市民生活部健康推進課 電話 0228-22-0370 F A X 0228-22-0350
（社会保険）各保険の事業所または加入保険窓口

4. 後期高齢者医療

75 歳（一定の障害があると認定されたときは 65 歳）以上の方が加入する高齢者の医療保険制度で、医療機関等での窓口負担割合は前年の所得の状況により、1 割、2 割、3 割のいずれかとなります。

1. 対象者

- (1) 75 歳以上の方（誕生日当日から対象となり、届出は不要です。）
- (2) 一定の障害がある 65 歳以上 75 歳未満の方（申請が必要です。）
 - ・身体障害者手帳 1 級～3 級、4 級の音声・言語機能障害及び下肢障害の著しい方
 - ・療育手帳の障害の程度が A の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方
 - ・障害年金を受給している方（年金証書 1 級・2 級）

2. 一定の障害がある 65 歳以上 75 歳未満の方の申請手続き

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 市民係または市民福祉係
- (2) 必要な書類等
 - ・申請書（医師の証明が必要な場合もあります）
 - ・障害が確認できるもの（手帳または年金証書など）
 - ・個人番号が分かるもの（マイナンバーカード など）
 - ・本人確認ができるもの（運転免許証 など）

【問合せ先】市民生活部健康推進課 電話 0228-22-0370 F A X 0228-22-0350

5. 特定医療費（指定難病）医療費助成

難治性の疾患のうち、難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）で対象とする指定難病の医療費の自己負担額を軽減する制度です。

なお、医療機関受診時の自己負担額は医療費の原則2割負担ですが、所得に応じて月ごとに自己負担の上限額が設定されます。

1. 対象者

原則として「指定難病」と診断され、「重症度分類等」に照らして病状の程度が一定程度以上の方

2. 申請手続き

- (1) 申請窓口 宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所（大崎保健所栗原支所）
疾病対策班
- (2) 必要な書類等
 - ・支給認定申請書
 - ・医師の診断書（臨床調査個人票）
 - ・世帯調書
 - ・基準世帯員の健康保険証の写し
 - ・対象者分の市県民税所得課税証明書
 - ・住民票謄本（個人番号・続柄入りのもの）
 - ・個人番号が分かるもの（住民票謄本に個人番号の記載がない場合には、マイナンバーカードの写しが必要です。）
 - ・障害者年金、遺族年金、特別児童扶養手当等を受給している場合は、前年分の受給額が分かる書類の写し
 - ・その他必要と認める書類

※健康保険証のコピー及び市県民税所得課税証明書の提出が必要な方は、保険証の種類によって異なります。詳しくは下記の窓口にお問合せ願います。

【問合せ先】宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所（大崎保健所栗原支所）

疾病対策班

電話 0228-22-2117 FAX0228-22-7594

6. 小児慢性特定疾病医療費助成

慢性疾患により、長期にわたり療養を必要とする児童等の医療費の自己負担額を軽減する制度です。

なお、医療機関受診時の自己負担額は医療費の原則2割負担ですが、所得に応じて月ごとに自己負担の上限額が設定されます。

1. 対象者

- (1) 18歳未満の児童等。ただし、18歳到達時点において当該事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで延長することができます。

- (2) 対象疾病に罹患し、保険診療による治療を受けており、当該疾病の状態が国の定める基準に該当する方。

2. 申請手続き

- (1) 申請窓口 宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所（大崎保健所栗原支所）
疾病対策班
- (2) 必要な書類等
- ・支給認定申請書
 - ・医療意見書
 - ・世帯調書
 - ・基準世帯員の健康保険証の写し
 - ・対象者分の市県民税所得課税証明書
 - ・住民票謄本（個人番号・続柄入りのもの）
 - ・個人番号が分かるもの（住民票謄本に個人番号の記載がない場合には、マイナンバーカードの写しが必要です。）
 - ・障害者年金、遺族年金、特別児童扶養手当等を受給している場合は、前年分の受給額が分かる書類の写し
 - ・その他必要と認める書類
- ※健康保険証のコピー及び市県民税所得課税証明書の提出が必要な方は、保険証の種類によって異なります。詳しくは下記の窓口にお問合せ願います。

【問合せ先】宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所（大崎保健所栗原支所）
疾病対策班

電話 0228-22-2117 FAX0228-22-7594

ねじりほんによ

